

# 平成19年第5回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成19年12月26日（水曜日）

## 議事日程（第6号）

平成19年12月26日（水）午後1時30分開議

### 第1（総務常任委員会付託案件）

議案第137号、議案第148号及び議案第149号、請願第18号及び請願第20号  
（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第138号から議案第144号まで、議案第150号、議案第151号及び議案第153号、請願第19号、陳情第1号、継続審査中の請願第8号

（産業経済常任委員会付託案件）

議案第145号及び議案第146号、請願第21号、継続審査中の請願第15号  
（建設文教常任委員会付託案件）

議案第147号及び議案第152号、継続審査中の請願第10号

（決算審査特別委員会付託案件）

継続審査中の議案第133号、継続審査中の議案第134号及び継続審査中の議案第135号

### 第2 空港対策特別委員会の最終報告の件

### 第3 行財政改革特別委員会の最終報告の件

### 第4 発議案第3号

### 第5 発議案第4号

### 第6 発議案第5号

### 第7 議案第154号

### 第8 委員会の閉会中の継続審査の件

### 第9 発言の取り消し

## 本日の会議に付した事件

### 追加日程 緊急質問

#### 日程第1（総務常任委員会付託案件）

議案第137号、議案第148号及び議案第149号、請願第18号及び請願第20号  
（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第138号から議案第144号まで、議案第150号、議案第151号及び議案第153号、請願第19号、陳情第1号、継続審査中の請願第8号

（産業経済常任委員会付託案件）

議案第145号及び議案第146号、請願第21号、継続審査中の請願第15号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第147号及び議案第152号、継続審査中の請願第10号

(決算審査特別委員会付託案件)

継続審査中の議案第133号、継続審査中の議案第134号及び継続審査中の議案第135号

- 日程第2 空港対策特別委員会の最終報告の件  
日程第3 行財政改革特別委員会の最終報告の件  
日程第4 発議案第 3号  
日程第5 発議案第 4号  
日程第6 発議案第 5号  
日程第7 議案第154号  
日程第8 委員会の閉会中の継続審査の件  
日程第9 発言の取り消し

出席議員 (54名)

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	欠員
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	岩崎隆寿君	22番	高野庄嗣君
23番	中村良夫君	24番	石塚一雄君
25番	若林直樹君	26番	田中文夫君
27番	金子健治君	28番	村川四郎君
29番	高野正道君	30番	名畑清一君
31番	志和正敏君	32番	金山教勇君
33番	臼木善祥君	34番	渡邊庚二君
35番	佐藤孝君	36番	金光英晴君
37番	欠員	38番	猪股文彦君
39番	川上龍一君	40番	本間千佳子君
41番	大場慶親君	42番	本間武雄君
43番	根岸勇雄君	44番	牧野秀夫君
45番	近藤和義君	46番	熊谷実君

47番	本間勇作君	48番	祝優雄君
50番	竹内道廣君	52番	渡部幹雄君
53番	浜口鶴藏君	54番	大澤祐治郎君
55番	肥田利夫君	56番	加賀博昭君
57番	金子克己君	58番	梅澤雅廣君

欠席議員（2名）

49番	兵庫稔君	51番	岩野一則君
-----	------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	大竹幸一君
副市長	親松東一君	会計管理者	児玉剛君
総務部長	齋藤英夫君	企画財政部長	荒芳信君
市民環境部長	粕谷達男君	福祉保健部長	末武正義君
産業観光部長	川島雄一郎君	建設部長	佐藤一富君
総務部長 (総務課長)	佐々木正雄君	企画財政部長 (財政課長)	山本充彦君
市民環境部長 (市民課長)	金子信雄君	福祉保健部長 (社会福祉課長)	樋口賢二君
産業観光部長 (観光課長)	伊藤俊之君	建設部長 (建設課長)	渡辺正人君
教育長	渡邊剛忠君	教育次長	藤井武雄君
選挙・監査 事務局長	菊地賢一君	農業委員会 事務局長	山本真澄君
消防長	渡辺与四夫君	代監査委員	清水一次君
行政改革 課長	藤澤一雄君	学校教 育課長	児玉功君
生涯学 習課長	平間俊雄君		

事務局職員出席者

事務局長	山田富巳夫君	事務局次長	池昌映君
議事係長	中川雅史君	議事係	谷川直樹君

午後 1時30分 開議

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの出席議員数は53名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暫時休憩します。

午後 1時30分 休憩

---

午後 2時06分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開をいたします。

---

追加日程 緊急質問

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

佐渡市情報公開条例における11月26日付文書の扱い及びこの指定管理に係る対応策の日程について、近藤和義君から緊急質問の通告があります。近藤和義君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議ないものと認めます。

よって、近藤和義君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことに決しました。

近藤和義君の発言を許します。

近藤和義君。

〔45番 近藤和義君登壇〕

○45番（近藤和義君） 近藤和義であります。緊急質問をいたします。

佐渡市公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例の第4条第1項には、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであることと規定されているにもかかわらず、管理者のサービスの低下に起因し、大きな混乱を招来させて多くの市民に多大な迷惑をかけております。これは、行政の指定管理者の選定と監視及びその対応における過失と怠慢の結果でもあり、猛省すべきであります。同条例第11条には、市長は指定の取り消しを命ずることができるとしているので、近藤資料、さきにお配りしました11月26日付の当該事業者からの混乱を引き起こした責任をとり、平成20年度より指定管理者を辞退するとの申し入れを受理し、一たん佐渡市の直営に戻して、二度とこのようなことのないように新たな指定管理者を慎重に選定すべきであります。なお、このことは、去る12月10日に開催された佐渡総合高校保護者会の総会やOB会及び後援会の総意と聞いております。

さて、私が一般質問をいたしました平成19年12月17日付で非公開決定通知書が佐渡市教育委員会から届いています。「平成19年12月4日付で請求のあった公文書の公開について、次のとおり公開しないことを決定したので、通知します。公開できない公文書の件名または内容、佐渡市スポーツランド畑野に係る平成19年11月26日付佐渡市生涯学習課長あてのお伺い書。公開できない理由、平成19年12月11日に当事者より文書の返却の申し入れがあり、返却をしました。当教育委員会生涯学習課には、公文書公開請求に係る公文書を保有していません」。

そこで、お伺いをいたします。佐渡市情報公開条例における11月26日付文書の扱い及びこの指定管理者に係る対応策の日程について質問をいたします。1番目、12月4日付文書の存在、2番目、公開請求の日、3番目、公開できない理由を本会議で述べていただきたい。4番目、今後の対応策のスケジュール（教育委員会の方針、各部署との協議等）について、今会期中に示すとの教育長答弁であったが、その日程を示されたい。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（梅澤雅廣君） 近藤和義君の緊急質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 近藤議員からご質問のあった公文書の取り扱い、指定管理に係る対応策の日程等につきましては、教育長から説明をさせます。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えいたします。

議員の今のご質問の1番目の12月4日付の文書の存在、2番目の公開請求の日、3番目の公開できない理由については、藤井次長のほうからお答えいたします。

4番目の今後の日程でございますけれども、議員のお考えのようなご意見も多くあることも受けとめてまいりたいと思っておりますが、引き続き実態の把握に努めまして、条例及び協定書の趣旨を踏まえ、内部検討及び関係部署との協議を行いまして、1日31日までに教育委員会で決定したいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） お答えします。

1番目の12月4日付文書の存在ということでございますが、これにつきましては佐教生第309号、平成19年12月17日付で佐渡市教育委員会から近藤和義様ということで非公開決定通知書が出されました。この文書の最初の見出しで、平成19年12月4日付で請求のあった公文書の公開について、次のとおり公開しないことを決定しましたので、通知しますということでございます。このことにつきましては、12月20日建設文教委員会では本人同席の上、12月2日付でということでは訂正し、おわびしたところでございます。

それから、2つ目の公開請求の日でございますけれども、これにつきましては公開請求のあった日ということでございますが、私どもに届いたのが12月4日というようなことでございますので、公開請求につきましては受け付けた日というふうにお答えしたいと思います。

それから、公開できない理由ということでございますけれども、決定通知書にもございますように13日に返却したということでございますが、公開に係る公文書を保有していませんということでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 近藤和義君。

○45番（近藤和義君） 最初の12月4日付の文書は存在しません。それは今訂正していただきました。

2番目の今次長の発言をそのまま繰り返しますと、公開請求が届いたのは12月4日。しかし、条例によると、当該公開請求があった日、つまり受け付けた日という発言でしたか。そうですか。そうしますと、

12月17日の私の一般質問に答えて、公開請求を受け付けたのは12月4日ですから、そこから起算をして14日目というのは訂正をしてください。間違ったわけですから。

3番目、私の情報請求に対して指定管理者に文書の提出を求めましたか。

最後に、12月20日の所管常任委員会私傍聴していましたが、最後に後援会の臼木優議員個人の意見と思いますが、彼も役員ではあるが、常任委員会の最後の場所で、後援会の会議の席では直営に戻すことを役員会等があれば進言するということで締めておりました。私は総意という言葉で確認をして、それに反論がなかったものですからこう書いたのですが、本人がやめたいという文書を出しているわけですから、それを受けるべき。1月30日でも結構ですから、それを前提に考えていくのが当然というふうに思いますが、いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えいたします。

どのような扱いにするにしても、私どもでもう少しいろんな調査をしまして、いわゆる協定書がございますので、その趣旨に基づいてということにならざるを得ないというふうに思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 次、教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） 公開請求のあった日、つまり私どもに届いた日に受け付けたということでございまして、12月の4日というようなことで、これは一般質問でもお答えしたとおりでございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○45番（近藤和義君） もう一つある。

○議長（梅澤雅廣君） 近藤君、漏れているの何だって。

○45番（近藤和義君） いや、単純な質問だったのです、3つ目。いいですか、しゃべっても。ここでしゃべってもいいですか。

○議長（梅澤雅廣君） よろしい。

○45番（近藤和義君） 私が情報公開請求をしましたね。それに対して指定管理者に文書の提出を求めましたかという単純な質問です。

○議長（梅澤雅廣君） よろしいか。

教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） お答えします。

求めてはおりません。

○議長（梅澤雅廣君） 近藤和義君の3回目の質問を許します。

○45番（近藤和義君） まず、先ほど2番目の件ですが、公開請求が届いた日というのは間違いです。条例によると、公開請求があった日です。私が総務課へ出した日、それが公開請求のあった日です。間違わないでください。条例よく読んで。あなたのところへ届いた日ではない。

それから、いいですか、ちょっと読ませてもらいます。情報公開条例の21条、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行う指定管理者は、この条例の趣旨に基づき当該公の施設の管理に関する文書、その他の指定管理者としての業務に関する文書等を公開するために必要な措置を講ずるよ

うに努めるものとする。

次です。第2項、実施機関、実施機関というのは教育委員会です、今回の場合。教育委員会は、前項に規定する文書等であって実施機関が保有していないものについて公開請求があったときは、指定管理者に対して当該文書等の提出を求めるものとする。求めることができるではないです。求めるものとする。ところが、今の次長の答弁は、文書の提出を求めなかったと。まさに大きな条例違反です。この責任をまずどうとりますか。

それから、教育長の今後協定書等に照らして検討するというのは、何度も同じことを申し上げますが、OB会、後援会、それから保護者会すべてが、ほかにもたくさん迷惑かけた人いますが、野球部に関してはすべてが直営に戻してほしいと懇願しているわけです。それを前提に物を考えてもらいたいというのが私の意見。もう一回答弁をお願いしたい。

いいですか。わかりました、次長。大きな条例違反しているのです、あなた。つまり11月16日のこのやめるという文書は、あなたは返している、もうなくなったから白紙に戻ったと思っているかも知れないが、それを取り戻して公開請求者に出さなければいけないちゃんと条例の義務があるのです。つまりどういうことを言うかということ、この11月16日の文書は生きています。あなたが17日にそこで訂正をして決着がついたというのを直しましたが、直しただけでは文書は宙に浮いているわけです、今。ところが、あなたの今の答弁でこの文書は生き返っているということなのです。もう私質問できませんが、よく精査をして答弁をしてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

教育長。

○教育長（渡邊剛忠君） お答えいたします。

議員のご意見も含めまして実態を私どもも調査いたしまして、精査をいたしまして、先ほど来申し上げておりますように、協定書に基づいて措置してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午後 2時23分 休憩

---

午後 2時28分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を許します。

教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） 2つ目の公開請求のあった日についてでございますが、私どもの実施機関に届いた、そして受け付けのあった12月4日が公開請求のあった日というふうに解釈しております。

それから、今ほど議員のほうから第21条の関係についてでございますけれども、確かに当該公の施設の管理に関する文書というようなその他の指定管理者としての云々というようなことが書いてございます。その当時その文書が施設に関する文書というふうな判断をしなかったということでございますけれども、それら等に当てはまるか当てはまらないかは今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で近藤和義君の緊急質問は終わりました。  
これで緊急質問を終わります。

---

日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第137号、議案第148号及び議案第149号、請願第18号及び  
請願第20号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第138号から議案第144号まで、議案第150号、議案第151  
号及び議案第153号、請願第19号、陳情第1号、継続審査中の請願第8  
号

（産業経済常任委員会付託案件）

議案第145号及び議案第146号、請願第21号、継続審査中の請願第  
15号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第147号及び議案第152号、継続審査中の請願第10号

（決算審査特別委員会付託案件）

継続審査中の議案第133号、継続審査中の議案第134号及び継続審査  
中の議案第135号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第1、これより総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めま  
す。

浜田総務常任委員長。

〔総務常任委員長 浜田正敏君登壇〕

○総務常任委員長（浜田正敏君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び134条の規定に基  
づき報告します。

議案第137号 佐渡市堀口基金条例の制定について。本案は、旧小木町出身の堀口智顕氏からの寄附金  
を「誠実で豊かな人間性に基づき、社会に貢献する人材の育成支援事業を行い、もって佐渡市勢の発展に  
寄与すること」を目的に基金設置をするため、条例制定を行うものであります。審査の結果、原案どおり  
可決すべきものとして決定しました。

議案第148号 発信地表示システム購入契約の締結について。本案は、佐渡市消防本部新庁舎内に設置  
する発信地表示システムについて、購入契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産  
の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原  
案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第149号 平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出  
予算をそれぞれ2億1,462万7,000円減額し、予算総額を458億8,784万8,000円とするものであります。主  
な補正内容は、歳入では地方交付税、国庫支出金及び寄附金の増額、歳出では堀口基金創設のための積立、

米価下落に伴う緊急農家経営安定対策資金の利子補給などを追加補正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第18号 新テロ特措法案を撤回し、アフガニスタンへの民生支援の強化を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第20号 平成20年度政府予算において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願。本請願は、国民、中小企業及び地方自治体財政などの負担が増大する消費税率の引き上げを行わないことを強く要望し、関係機関に意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第149号を除く案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第149号について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

根岸市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 根岸勇雄君登壇〕

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第138号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、被保険者の療養給付に係る一部負担金2割の期間について、少子化対策の観点から、現行の3歳未満までを義務教育就学前までに拡充するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第139号 佐渡市高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、地域再生計画の認定を受け、NPOしあわせ福祉会「愛らんど畑野」を畑野高齢者コミュニティセンターへ移転するため、当該条例を廃止するものであります。移転の目的は、通所者及び養護学校卒業生等の日中活動の場の確保、心身障がい者施設の拠点づくり及び地域住民との交流の場を提供するためであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川健康増進センターワイドブルーあいか

わ)、議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について(さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター)、議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について(金井健康保養施設金北の里、中興資源活性化センター)、議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について(新穂健康保養センター新穂潟上温泉)、議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について(畑野温泉保養センター松泉閣、畑野農村休憩施設)、以上5議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当該公の施設に係る指定管理者を指定するため議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第150号 平成19年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について。本予算案は、給付見込みに基づき保険給付費を追加する等のため、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億611万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億9,615万7,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第151号 平成19年度佐渡市介護保険特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,688万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億8,302万7,000円とするものであります。補正の主な内容は、給付見込みに基づき保険給付費を追加するとともに、介護予防事業の実施見直しにより地域支援事業費を減額するもの等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第153号 平成19年度佐渡市病院事業会計補正予算(第3号)について。本予算案は、検査自動分析装置の老朽化に伴う更新のため、資本的収入において483万円を追加し、資本的収入の累計予算額を2億5,257万9,000円とし、資本的支出において966万円を追加し、資本的支出の累計予算額を2億5,840万9,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第19号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

陳情第1号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情。本陳情は、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増加させることなく保険でよい歯科医療を確保するため、「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書」を国に提出することを求めるものであります。審査の結果、原案どおり採択すべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第8号 「保育園、幼稚園、小中学校における集団フッ素洗口事業」の実施延期とインフォームド・コンセントを求める請願。本請願は、フッ素洗口事業の実施について、関係者の理解と合意が十分に得られるまで延期すること等を求めるものであります。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長(梅澤雅廣君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、金光英晴君の発言を許します。

金光英晴君。

○36番(金光英晴君) 議案第140号及び141号、公の施設に係る指定管理者の指定について、140号はワイドブルーあいかわ、141号はビューさわたでありますけれども、予定の指定管理料についてお尋ねいたし

ます。

18年度決算で赤字の施設が減額、これはワイドブルーあいかわであります、黒字の施設が増額となっております。これは、ビューさわであります。相手先がどちらも社会福祉協議会であるにもかかわらずどうしてこういう結果になるのか、どんな審議をされたのか、教えていただきたいと存じます。

続きまして、請願第8号についてお尋ねいたします。本請願については、実施要領等の不備で採決等が遅れていましたが、採決するに当たり市側が委員会の指摘について口頭による説明があったと聞いております。その内容について説明いただきたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

根岸市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） それでは、金光議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず最初に、指定管理料についてでございますけれども、ワイドブルーあいかわのほうでございます。平成18年度決算の赤字の施設が減額になったという点でございますけれども、今回市の上限額を設定するに際しては平成18年度決算をもとに算出したため、ワイドブルーあいかわについては決算の赤字額分を考慮したほか、水道料統一による増額分を見込み、前回の募集時よりも引き上がった上限額となりました。しかし、社協のほうでは、経費節減により管理料を前回の管理料より下げて申し込んできたためこのような結果となったとの説明をいただきました。参考までに平成18、19年度の管理料ですが、公募時上限額6,720万、管理決定額が6,700万。平成20年、21年度の管理料は、公募時上限額が7,320万、管理料決定額が6,000万ということでございました。

次に、黒字の施設が増額となっているということでございましたビューさわの件でございますけれども、18年度決算は黒字であったが、適正な管理を行っていただくために温室ハウスの維持管理費の向上のための経費見込み及び水道料統一による増額分を見込んだことで設定した上限額が増額となったと。このことから、社協の提案額も増額となったとの説明でございました。参考までに平成18、19年度管理料でございますけれども、公募時上限額4,520万、管理決定額3,780万。平成20年、21年度管理料については、公募時上限額4,585万4,000円、管理決定額3,964万4,000円ということでございました。先ほどの同僚議員の緊急質問にもございましたが、この指定管理料、また指定管理者の選定につきましては今後もあることでありますので、指定管理者制度運用指針、また指定管理者候補者審査要領等を総合的に十分審査をした上で決定するように指摘をしておきました。

次に、継続審査中の請願第8号についてでございますが、この件は当然のことながら執行部から提出されたものではなく、市民の方から提出されたものでございます。したがって、本請願につきましては執行部に対する質疑というのはなかったわけでございますけれども、本請願に関連しまして委員のほうからフッ素洗口事業に関する所管事務調査が行われました。この調査の中で大竹副市長より次の4点の発言がございましたので、これをご報告させていただきます。まず、1点でございますけれども、承認指定医療品ミラノール等への切りかえについては、今後検討するというところでございました。2点目として、フッ素洗口の希望者把握については、申し込み制をとることとします。3番目は、県教育長通知を遵守する旨については、保護者、教職員に対して十分なインフォームド・コンセントに努めるよう教育委員会へ申し入れをします。4番目として、要領のご指摘については今後誠実に対応するというところで当委員会はこ

れを了承し、採決の結果、先ほど申しあげましたように賛成少数で不採択となりました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 金光英晴君。

○36番（金光英晴君） 請願につきましては、実はこれが委員会の審査、先ほど委員長のほうからご報告ありましたように意見がつくものではないものですから、この本会議場で議事録にとどめておきたいという部分で質問をさせていただきました。これをしっかり踏まえて執行部は実施に当たっていただきたいなというふうに思っておるところであります。

指定管理料につきまして、市での査定はわかりました。それで、指定管理料が下がったのは社協の努力によるものだということも理解できましたが、ビューさわたにつきましてはの2点ほど理由があったかと思いますが、1点目、温室の部分があったかと思うのですが、これは17年以前は直営でやっていたわけなのですけれども、18年に指定管理へ移ったと。それと同じような管理がなされたのではないのかと。17年以降はきちんと管理されていたのになぜ18年、19年実施してみてそれよりも値段を上げるような方向に行かなければならなかったのか、これがちょっと疑問に感じます。

それともう一点、増額の要因になりました水道料の統合で査定額が上がったというふうにご答弁いただきましたけれども、佐和田地区においては水道料が佐渡統合されて逆に下がっているはずなのです。にもかかわらず増額になるというような答弁をうのみにしてとするとするのは、委員会としてはいかがなものか。これは、佐和田地区の住民であれば水道料が若干下がったのはわかっているわけなのです。これを統合になって水道料が下がったにもかかわらず、指定管理料が上がった要因ですよという結論を出すのはいかがかなというふうに思います。もっとしっかり委員会できちんと詰めていただきたいとお願いして質問にかえます。答弁はいいです。

○議長（梅澤雅廣君） 金光君、もうよろしいの。

○36番（金光英晴君） はい。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、継続審査中の請願第8号を除く案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、継続審査中の請願第8号について採決をいたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決します。

本案の採決は、無記名投票により行います。

投票に入る前に一言申し上げます。本請願についての委員長報告は不採択であります。不採択の場合は、会議規則により原案について採決することとされており、この場合の賛否については理解に苦しむところでもありますので、議会運営委員会で協議した結果、今回の投票用紙への記入は採択、不採択と記入することにいたします。つまりお手元に配付の資料のとおり、フッ素洗口事業は延期すべきと考える方は採

択と、フッ素洗口事業は実施すべきと考える方は不採択と記入してください。

それでは、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

〔「何で起立採決でやれないんですか、議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 申し上げます。なぜこのような採決を採用するかといいますと、委員会での採決が拮抗しております。恐らく本会議での採決もと。そうなりますと、起立では数えるときに時間もかかるわ、間違いもあり得るということを心配して安全な無記名投票にさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は54名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（梅澤雅廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（梅澤雅廣君） 異状なしと認めます。

いま一度念のため申し上げます。本請願を採択する諸君は採択と、不採択とする諸君は不採択と記入の上、議席順に投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により、不採択とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票願います。

〔投 票〕

○議長（梅澤雅廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（梅澤雅廣君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に11番、山本伊之助君及び42番、本間武雄君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（梅澤雅廣君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数53票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、採 択 14票

不採択 39票

以上のとおり不採択が多数であります。

よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択と決しました。

次に、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

近藤産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 近藤和義君登壇〕

○産業経済常任委員長（近藤和義君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）。本案は、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、選定した団体を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第146号 字の変更について（両津中部地区）。本案は、新潟県が佐渡市内において土地改良事業により施行した県営中山間地域総合整備事業「両津中部地区」の工事が完了したことに伴い、字の変更をするため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第21号 米価の安定対策を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第15号 飼料価格の高騰による農家負担の軽減と、国産飼料の増産、循環型畜産の発展を図る施策を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業経済常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

臼木建設文教常任委員長。

〔建設文教常任委員長 臼木 優君登壇〕

○建設文教常任委員長（臼木 優君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第147号 市道路線の認定について。本案は、主要地方道佐渡一周線下久知拡幅工事における橋のかけかえに伴う市道認定及び都市計画街路事業窪田・沢根線改良工事において、現県道部分を市道として

認定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第152号 平成19年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,869万円を追加し、予算の総額をそれぞれ59億1,062万3,000円とするものであります。その主な内容は、農業集落排水建設事業の継続費補正及び下水道管渠等の修繕料、下水道・漁業集落排水台帳作成業務委託料の増額であり、その財源としては前年度の繰越金によるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第10号 適正規模の少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより建設文教常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

肥田決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 肥田利夫君登壇〕

○決算審査特別委員長（肥田利夫君） 決算審査報告に先立ちまして、まずさきに突然逝去されました故葛西博之委員のご冥福を心からお祈り申し上げます。このことにより委員の補充はスムーズに行っていたのですが、審査日程初日から一部委員の辞任というハプニングがあり、結果議長の決裁により1名欠員とし、14名の委員構成で審査を進めてまいりました。今回は今期最後の決算審査であり、ややもすると翻って目を通す部分があるかもしれないという意気込みで取り組み、日数的には大分多くかかりましたが、決算書の各課別に、1ページごとに審査を行い、結果として例えば18年度の不納欠損額合計で5,490万8,000円余り、さらに収入未済額が実に26億309万9,000円余りに上っております。過去に気づけなかった部分、行政のずさんさにメスを入れることができたと自負しているところでございます。以上申し上げまして、報告に移らせていただきます。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。継続審査中の議案第133号 平成18年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、一般会計及び13の特別会計決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。1、一般会計、歳入決算額458億7,596万3,786円、歳出決算額447億3,604万895円、歳入歳出差し引き残額11億3,992万2,891円。2、国民健康保険特別会計、歳入決算額73億6,712万9,275円、歳出決算額68億1,566万8,052円、歳入歳出差し引き残額5億5,146万1,223円。3、老人保健特別会計、歳入決算額88億2,609万9,506円、歳出決算額88億9,093万1,246円、歳入歳出差し引き残額△6,483万1,740円。4、介護保険特別会計、歳入決算額56億6,400万4,980円、歳出決算額54億9,055万7,358円、歳

入歳出差し引き残額 1 億7,344万7,622円。5、簡易水道特別会計、歳入決算額23億7,108万5,996円、歳出決算額22億8,605万2,326円、歳入歳出差し引き残額8,503万3,670円。6、下水道特別会計、歳入決算額62億2,407万3,341円、歳出決算額59億9,969万6,036円、歳入歳出差し引き残額 2 億2,437万7,305円。7、土地取得特別会計、歳入決算額1,219万7,683円、歳出決算額1,219万7,683円、歳入歳出差し引き残額ゼロ円。8、宅地造成特別会計、歳入決算額869万4,720円、歳出決算額829万6,970円、歳入歳出差し引き残額39万7,750円。9、歌代の里特別会計、歳入決算額 4 億4,885万7,212円、歳出決算額 4 億3,674万1,216円、歳入歳出差し引き残額1,211万5,996円。10、五十里財産区特別会計、歳入決算額401万1,284円、歳出決算額398万9,244円、歳入歳出差し引き残額 2 万2,040円。11、二宮財産区特別会計、歳入決算額139万2,694円、歳出決算額136万9,597円、歳入歳出差し引き残額 2 万3,097円。12、新畑野財産区特別会計、歳入決算額741万9,856円、歳出決算額718万6,451円、歳入歳出差し引き残額23万3,405円。13、松ヶ崎財産区特別会計、歳入決算額 3 万3,723円、歳出決算額 3 万3,723円、歳入歳出差し引き残額ゼロ円。14、真野財産区特別会計、歳入決算額146万1,704円、歳出決算額130万1,668円、歳入歳出差し引き残額16万36円。

審査の結果、次の意見を付して原案どおり認定すべきものとして決定しました。

意見。1、総務課。(1)、人件費の削減について。人件費の決算額は98億6,750万1,000円であり、前年度と比較すると率で4.1%、4億2,064万7,000円の減額である。本庁機能の集約化、支所・施設の統廃合及び組織の見直しを進め、臨時職員賃金とあわせて人件費のさらなる削減に努められたい。

(2)、時間外勤務手当について。時間外勤務手当の決算額は1億1,375万5,000円であり、前年度と比較すると時間数で1万25時間、2,261万9,000円の減額である。特定の人間に業務が集中することのないよう業務量に応じた人員配置に一層努められたい。

(3)、職員派遣について。県からの職員派遣に係る人件費の決算額は約3,300万円である。派遣の継続に当たっては市において重点的に強化する分野を精査し、職員の適正配置に留意されたい。

(4)、一般手当返還金(54ページ)について。本返還金は、職員が各種手当の変更届を行ったこと等が要因であるが、その背景には職員の規律低下があるものと断ずる。よって、事務処理のチェック体制を万全にし、全職員が襟を正し、業務に対する厳しさ、責任感及び問題意識等を十分自覚するよう厳しく指導されたい。

(5)、職員の交通事故について。決算年度中に専決処分された交通事故の件数は11件である。過失割合は次のとおり。市が100%責務を負うもの6件、市が80%責務を負うもの1件、市が70%責務を負うもの1件、市が25%責務を負うもの2件、自賠責1件。職員の綱紀粛正に努められたい。

2、秘書課。三役の日程調整について。決算年度における三役の1日出張は144日、半日出張は57日、市長の在庁率は、議会月を除くと58.8%にすぎず、市民にとって好ましい状況となっていない。よって、三役の日程調整について検討をされたい。

3、防災管財課。財産に関する調査中、(2)、物品(508から544ページ)について。過年度に掲載すべき物品が数件判明し、これを財産に関する調書に追加したことが審査において報告されている。未掲載の物品は、旧市町村のものも含めて依然相当数存在するものと思われる。よって、これに対する調査及び評価を実施し、正しく計上されたい。

4、行政改革課。(1)、行政改革推進事業(74ページ)について。行政評価システムについては他市の

事例等を慎重に分析し、システム導入後のフォローに十分配慮されたい。

(2)、出張所管理費(88ページ)について。5出張所に要した経費の決算額は1,449万1,333円である。1出張所当たりの各種証明書等の総発行件数は、平均約785件(1日平均約3.3件)、特に3出張所については、それぞれ約400件(1日平均約1.7件)にすぎず、著しく費用対効果に乏しい状況である。よって、支所のあり方とあわせて廃止または民間委託等について検討をされたい。

5、財政課。(1)、目黒町財産区特別会計繰入金(46ページ)について。本繰入金は、目黒町財産区議会議員一般選挙が無投票で不用となったことにより歳入されたものであるが、これに対応する「佐渡市目黒町財産区特別会計」が佐渡市の予算書・決算書には存在しない。このことは、地方自治法第295条の規定により、議会を設置する財産区の予算・決算は当該財産区議会において議決できるためである。しかし、佐渡市特別会計条例に目を転ずると「佐渡市目黒町財産区特別会計」の設置が規定されており、一見予算書・決算書との整合性がないように見受けられるため、市民にとっての上なく理解しづらい状態となっている。今日行政は、さまざまな情報を市民にわかりやすく提供していくことが求められている。そのためには、市の根幹をなす予算や例規の作成に当たっては市民に明快に理解されるよう心がけなければならない。よって、市民の目線に立ったわかりやすく透明性の高い行政を実践する一環として当該条例の改正について検討されたい。

(2)、人材育成基金(42、94、545ページ)について。決算年度における本基金の果実は200万4,354円であり、このうち123万5,354円を市職員15人の研修旅費に充当しているが、これは不適正であるので、見直されたい。

(3)、基金(545から551ページ)の整理統合について。44基金の決算年度末現在高は148億8,792万5,000円、これは前年度末現在高に比べ8億863万4,000円の減である。基金の運用をより円滑に行うために整理統合を進められたい。

(4)、病院事業会計出資金(186ページ)の予算計上について。本出資金2億2,954万6,822円については、当初予算で1億2,472万1,000円、9月補正予算で1億521万9,000円を計上し、病院事業会計へ支出しているものであるが、病院事業会計においては当初予算で一般会計出資金2億2,994万円を一括計上している。つまり当初予算の時点では両会計間に整合性がない状態であり、前述した目黒町財産区特別会計繰入金の例に同じく市民に無用の誤解を与えるおそれがある。このような予算編成の手法は平成17年度当初予算から採用されており、理由は資金繰りとのことであるが、是認できるものではない。このことについては平成18年来議会において再三にわたって指摘してきたが、ようやく平成19年9月議会定例会において親松副市長から平成20年度予算で善処する旨回答されたところであるので、適切に予算編成されたい。

6、工事管理課。(1)、工事の発注について。決算年度における工事発注件数は898件、このうち上半期は403件、下半期は495件であり、契約額は112億6,274万548円である。公共工事の発注が地域経済に与える影響は甚大であることを認識し、早期発注に努められたい。

(2)、入札について。決算年度における入札実施状況は、工事については464件、平均落札率は95.04%であり、委託業務については189件、平均落札率は86.96%である。入札・契約の透明性・合理性の確保に一層努められたい。

7、企画振興課。(1)、地域審議会費(80ページ)について。決算年度における地域審議会の開催状況

は42回、委員の出席率は82.4%、要した経費の決算額は397万9,024円である。佐渡市発足から4年を経過し、新市建設計画等も当初の姿から相当変化している。本審議会については一定の成果を得たものと思われるので、あり方について再考をされたい。

(2)、特区・地域再生事業(84ページ)について。各課横断的な取り組みは非効率的であるので、専門チームを結成し、より強力に推進されたい。

(3)、空港対策事業(98ページ)について。離島航空路確保対策補助金の補助率については、新潟県の関係要綱の改正により旭伸航空の負担率が欠損額の33.3%から10%に減少し、新潟県の負担率が欠損額の44.4%から45%へ微増する一方、佐渡市の負担率は欠損額の22.2%から45%にまで倍増しており、諸般の事情はあるにせよ、明らかに佐渡市の負担が過重になっている。よって、この負担割合を見直すよう関係者間で協議されたい。

8、情報政策課。(1)、情報センター管理費(90ページ)等について。市内ケーブルテレビの加入者は、CNSテレビエリア並びに佐渡テレビエリアのどちらかにおいても同様に両テレビの番組を視聴することができる。しかし、両者の提携関係は、CNSテレビが佐渡テレビの番組視聴にかかる経費を負担している反面、佐渡テレビはCNSテレビの番組視聴にかかる経費を負担しておらず、諸般の事情はあるにせよ、不公平感は否めないものとなっている。よって、両者の提携のあり方については、CNSテレビの事業委託も含めて協議されたい。

(2)、オフトーク通信施設管理費(92ページ)について。平成20年2月には全島にケーブルテレビ網が整備される状況を考慮し、オフトーク及び有線放送のあり方について事業継続の是非を含めて慎重に検討をされたい。

9、市民課。戸籍住民基本台帳費中、建物賃借料(108ページ)について。本賃借料18万9,000円の内容は、吉井連絡所に係る平成17年度分の支払いであるが、このような事例の再発防止に万全を期されたい。

10、税務課。市税並びに使用料及び負担金等の収入未済額(12ページ等)について。市税の調定額61億4,708万2,000円に対し、収入未済額は8.6%の5億2,596万7,000円を計上、その他自主財源及び特別会計の収入未済額を合わせると8億6,960万2,000円となり、前年度と比較すると率で21.6%、1億5,446万9,000円増加している。これら多額の収入未済については、財源の確保と公平な負担の観点から実態を把握し、早期に適切な措置を講じるなど未収金の解消に一層努力するとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。特に悪質な滞納者に対しては、財産、預貯金及び給与等の差し押さえ処分など積極的な徴収を行われたい。

11、環境課。(1)、側溝清掃事業(162ページ)について。側溝汚泥処理委託料658万3,489円のうち303万1,444円については、国仲地区の側溝汚泥を島外へ搬出する経費であるが、公害防止協定の見直し、自然乾燥などの手段を含め島内で焼却できる方法を検討し、これを削減されたい。

(2)、火葬場管理運営費(170ページ)について。5火葬場の運営費の決算額は9,007万8,764円であり、これは類似団体をはるかに超える金額である。2施設が40年以上経過していることを踏まえ、効率的な運営体制を検討し、統廃合を推進すべきである。また、霊柩輸送業務の内容については施設によってばらつきがあるので、これを統一されたい。

12、廃棄物対策課。(1)、有価物還元金(56ページ)について。決算年度におけるスラッグの販売量は

1,288.71トン、単価はトン当たり500円で、販売額は64万4,355円である。島内におけるスラグの利用促進を図り、あわせてJ I Sマークの取得も含めスラグの単価向上に向けて努力されたい。

(2)、不法投棄対策事業(174ページ)について。本事業によって撤去された車両の台数は55台、処理されたごみ量は約75.45トンに及ぶ。環境の島を標榜する本市にとって本事業は極めて重要であるので、今後も強力に推進されたい。

(3)、ごみ処理施設管理運営費(176ページ)について。決算年度において南佐渡クリーンセンターの灰溶融炉が休止しているが、これは国庫補助事業による施設のあり方として不適正であり、会計検査院にも指摘されたところであるので、早急に対処されたい。また、このこととあわせてごみ焼却施設については統廃合も視野に入れ、効率的に運用されたい。

13、社会福祉課。(1)、児童福祉費負担金の収入未済額(18ページ)について。保育所児童保育料の収入未済額は1,076万5,470円に上り、負担の公平性の原則から著しく逸脱している。今後も粘り強く滞納者に納付を促し、未収金の解消に努められたい。

(2)、保育所費(141ページ)及びへき地保育所費(143ページ)について。佐渡市の保育園は僻地を含めて35園であり、これに要する経費の決算額は人件費を含めて21億932万1,697円である。これらは対象乳幼児数に比して類似団体をはるかに超える金額であるので、保育園の統廃合及び民営化を早急に推し進められたい。

(3)、出生祝事業2,421万円(152ページ)について。出生祝金は出生した児童に対して1人5万円を支給するものであり、決算年度中における支払い人数は480人、決算額は2,400万円である。本事業は平成18年度限りで廃止されたところであるが、これにかわるものとして分娩費の自己負担の無料化について検討をされたい。

14、高齢福祉課、特別養護老人ホーム整備事業中、土地購入費(122ページ)について。本土地購入費4,839万4,080円は、新穂地区の土地を特別養護老人ホーム用地として社会法人に無償貸与するため購入したものであるが、この価格は10アール約800万円で積算されたものであり、相場より極めて高額であると言える。また、このことについては当時の市民厚生常任委員会において議論の俤となり、継続審査の意見もあったが、執行部から平成19年10月の開所予定を遅延させたくない等の説明があったため、意見を付して可決した経緯がある。しかし、平成19年12月現在、当該老人ホームの開所予定は平成20年4月とされており、諸般の事情はあるにせよ、当初の説明に反する結果となっている。このことはまさに議会との信義則に反する行為であり、まことに遺憾である。よって、これらのことについて猛省を促し、今後同じ轍を踏まないよう嚴重に指摘するものである。

15、保健医療課。医療推進一般経費(182ページ)について。人工透析機器購入費補助金371万3,500円による人工透析機器購入は5台で総額970万2,000円であるが、このうち国県の補助は227万5,000円と不十分である。よって、今後医療機器の購入に関しては国県の負担と市の負担が応分になるよう関係機関と協議されたい。

16、農地林政課。緑資源機構造林事業受託収入(52ページ)について。市が緑資源機構と契約している11団地のうち、金井地区については名義は佐渡市であるが、所有権及び使用収益権等は集落に存しており、またこのような契約形態の土地はほかにも市内に存在することが判明した。この全体像については現在調

査中との説明であるので、調査終了後速やかに適正な処理をされたい。

17、観光課。観光振興対策事業（230ページ）について。地域イベント補助金の補助率については、5年をめどに40%以内とするという説明である。今後とも各イベントの補助率については、内容を十分精査して取り組まれない。また、佐渡全域を対象とした市民参加型のイベントを計画することについて検討をされたい。

18、商工課（水産課含む）。（1）、海洋深層水対策費（93ページ）等について。海洋深層水に係る収支は、商工課所管分と水産課所管分を合わせると歳入約2,200万円に対し歳出は人件費を含めて約8,000万円であり、約5,800万円の赤字となっている。このような状況では費用対効果に乏しいため、事業のあり方について検討をされたい。

（2）、企業支援対策事業（226ページ）について。監査委員にも指摘されているところであるが、本賃借料は合併前企業誘致に際して行政が土地を確保するために債権者と債務者を仲介し歳入歳出しているものであり、これは不適切であるので、是正されたい。

19、建設課。市道の未登記について。1,718筆が依然未登記となっているので、早期解消に努められたい。

20、下水道課。（1）、下水道建設事業について。水洗化率はいまだ48.1%であり、自主財源は7億3,739万9,000円と歳入全体の11.8%にすぎず、一方、一般会計からの繰入金は18億181万5,000円であり、実に歳入の28.9%を占めている。また、起債残高は決算年度末において250億5,551万円であるが、これは市全体の起債残高の25.4%を占めており、しかも増加傾向にある。下水道特別会計は、市の財政にとって重い足かせとなっている。よって、合併浄化槽への切りかえ等を検討するとともに、特に加入率の低い一部地域については工事の見直しも検討されたい。

（2）、下水道使用料及び収益者負担金・分担金の収入未済額（409ページ）について。下水道使用料及び受益者負担金・分担金の収入未済額はそれぞれ866万円と6,288万3,000円であり、このうち5年以上経過し、時効が成立しているものは、使用料で160件、50万6,000円、負担金・分担金で96人、1,100万6,000円である。これらについては、職員の認識不足と怠慢により、民法147条に規定される時効中断の措置を怠った結果であり、極めて遺憾である。今後は、滞納繰り越し分を精算し、収入未済額に対する職員の最大限の努力はもちろん、負担の公平性の観点から再発防止策の徹底を図った上で法令を遵守しつつ、未収金の早期解消に努められたい。また、監査委員にも指摘されているところであるが、出納整理期間中に納入された下水道使用料30万9,867円と簡易水道使用料及び手数料21万5,939円が水道企業会計の預かり金として処理されており、下水道及び簡易水道それぞれの決算では未納扱いとなっているのは不適正であるので、これを是正されたい。

（3）、下水道処理場費（417ページ）について。汚泥運搬委託料427万2,115円は、国仲地区の下水道汚泥を島外へ搬出する経費等であるが、島内で下水道汚泥を焼却する方法を検討し、これの削減に努められたい。

21、会計課。分庁体制の弊害について。伝票処理作業の過程において、分庁体制による距離の弊害が時間のロスとなって表れている。よって、行政改革による本庁組織の集約化にあわせて検討し、改善に努められたい。

22、監査委員・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会。監査委員事務局については、選挙管理委員会事務局との兼務体制を解消し、平成21年秋に予定されている「地方公会計改革」に向けて体制の拡充を図ること。

23、学校教育課。学校給食費（314ページ）について。学校給食における米飯の割合は週3.24日という説明であったが、米飯は食事内容を豊かにし、かつ児童及び生徒に正しい食習慣を身につけさせる等食育推進上大いに有意義であるので、週5日の実施を目指し、鋭意努力されたい。また、同じく食育の観点から、学校田等自らの手でつくったものを食べるカリキュラムの導入について検討をされたい。

24、生涯学習課。陸上競技場整備事業（312ページ）について。財団法人日本陸上競技連盟が関係規程を改正したことにより、平成22年度から第3種陸上競技場の規格は1周400メートルで全天候舗装の施設を有するものへと変更される。これにより真野陸上競技場は第4種陸上競技場に変更となるため、現状のままでは第3種の公認記録がとれなくなる。このことが青少年の体育教育に与える影響は極めて甚大であるので、陸上競技場の建設を含めて早急に対策を講ずること。

25、消防本部。（1）、救命率の向上について。平成18年の心肺蘇生法施行者数は115人、そのうち1カ月後の生存者は2人にすぎず、救命率は5%と極めて低い状況である。よって、救命率の向上を図るために厚生連病院に救急ワークステーションを併設することについて関係機関と協議されたい。

（2）、非常備消防について。行政改革により、市組織の効率化は加速していくものと予想される。よって、今後の市消防体制においては一層非常勤消防の存在は重要となるので、これを強化、充実されたい。

継続審査中の議案第134号 平成18年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、両津病院、相川病院及び介護老人保健施設「すこやか両津」の公営企業会計決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。1、収益的収入28億3,794万1,198円、2、収益的支出31億975万1,366円、3、資本的収入2億2,954万6,822円、4、資本的支出2億3,124万2,552円。

審査の結果、次の意見を付して原案どおり認定すべきものとして決定しました。

意見。1、病院事業について。一般会計からの繰入金金は6億9,210万円。そのうち交付税算入額は1億9,475万1,000円であるので、4億9,734万9,000円を一般会計から補てんしている。経営状態は極めて深刻であり、次の事項について検討をされたい。

（1）、医師の確保及び病床利用率の向上は喫緊の課題であり、最大限努力すること。

（2）、監査委員にも指摘されているところであるが、両病院で取り扱いが違う物品があるので、貯蔵品の管理方法を統一すること。

（3）、経費節減の観点から、両病院が別々の業者に発注、委託をしているものを統一すること。

（4）、市立病院に一層の経営努力を促すために市の財政負担に一定の制限を課し、その上で市の財政規模に見合った医療体制を構築すること。

（5）、経営改善のためには市の負担のうち特に人件費相当分を大幅に減額することが急務であり、今後の経営形態のあり方を含めて改善策を講ずること。

2、過年度医療窓口未収金について。過年度医療窓口未収金については、両津病院で217件、1,191万7,000円、相川病院で24件、103万4,000円であるが、そのうち民法第170条第1号に該当する者は、両津病院で71件、388万8,000円（平成6年から15年度）であり、相川病院で7件、42万7,000円（平成10年から15年

度)である。なぜこのことが今まで放置され続けてきたのか。バランスシートの作成に取り組んでいれば早期に処理できたものと思われる。今後職員の最大限の努力はもちろん、負担の公平性の観点から再発防止策の徹底を図った上で法令を遵守しつつ、未収金の早期解消に努められたい。

継続審査中の議案第135号 平成18年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、両津、相川、佐和田、金井、新穂及び真野の6地区における水道事業の公営企業会計決算について議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。1、収益的収入11億820万7,235円、2、収益的支出10億6,323万9,525円、3、資本的収入8億5,842万2,882円、4、資本的支出14億3,059万6,019円。

審査の結果、次の意見を付して原案どおり認定すべきものとして決定しました。

意見。真野地区上水道の水質については、長年にわたって総トリハロメタンの含有率が高いので、市民の健康のため水源地の変更などを含めて対応策を早急に検討をされたい。

結び。平成18年8月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」によると、人口3万人以上の自治体は平成21年秋をめどに普通会計の財務書類4表（バランスシート、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）と公営企業、土地開発公社及び第三セクター等との連結財務書類4表を公表するものとされている。このことは現行の公会計に企業会計的手法を導入し、発生主義会計・複式簿記方式とし、すべての行政資源について住民に公表することを意味するものであり、「地方公会計改革」と称されている。具体的には、今後国の「基準モデル」が示される予定であるが、これは一つ一つの会計行為をとらえて分類分けし、資産を「公正価値」の考えのもとに評価することを基本とするものであり、まさに複式簿記的な手法である。しかし、国の「基準モデル」に対応するためには、資産台帳を減価償却や時価評価などを考慮した枠組みに見直す必要があり、この整備には相当な労力と経費を要するものと思料する。実施までわずか2年弱という期間を肝に銘じ、市の喫緊の課題として取り組まれない。また、このこととあわせて監査委員の専門家・常勤化を含めて、監査体制の強化について積極的に検討をされたい。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、加賀博昭君の発言を許します。

56番、加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 今期最後の決算委員長報告に質疑がないというのは、いかに佐渡市議会が低迷しておるかということを物語るものであるのです。そこで、私が代表して二、三質問をしてみたい。

第1の質問は、人件費の削減について。臨時職員は、必要に応じて雇用しているものであると。いかなる根拠による臨時職員を含めて人件費を削減せよというような指摘をしておるのか、具体的に数字を挙げて私がこれから聞くことにいたします。

保育の充実ということで、佐渡市は全国的にも類を見ない保育園等の数が多いところでございます。そこで、臨時保育士というのが何と202人もいらっしゃる。それから、調理員と言われる人が89人、合わせて298人という臨時職員をもって保育園の運営というのがなされておるわけであるが、これは本来正規の職員にしなければならない職員を無理やり臨時にしておるという事実があるわけでありまして。

もう一点、3号臨時とって、もう既に地方自治法では採用職員になっていなければならないのが私の

承知しておるところでは14人いるわけです。これも言ってみれば行政の怠慢によって、あるいは行政の誤った考え方によってつくられておる臨時であります。ややもすると行政改革と言いながらそれを弱い者にしわ寄せをするという、こういう傾向があるのです。したがって、もうちょっと言い方があったのではないかというふうには私は思うのです。この点について承知しておってどのように判断したのか、お尋ねしたい。

次に、時間外についてということで、特定の人間に業務が集中していると、したがって業務量に応じた人員配置に一層努められたいという具体的な指摘があるのですが、具体的には何を指しておるのか、ご説明を願いたい。

次に、派遣職員について、県からの派遣が本当に必要かと。根拠を明らかにしながら説明をされたい。特に委員長報告では、職員派遣に係る人件費の決算額は約3,300万円に達しておると。それで、派遣の継続に当たっては市において重点的に強化する分野を精査し、職員の適正配置に留意せよと、こういう指摘でございますが、具体的には何をしてきたのか、ご説明を願いたい。

次に、工事の発注についてです。早期発注の根拠についてご説明を願いたい。委員長報告では、18年度における工事発注件数が898件で、上半期に403件、下半期に495件であり、契約金額は112億6,000万円で、こういう指摘があるわけです。もちろん建設工事発注というのが仕事の少ない佐渡における経済を支えているということは当然であるが、委員会としてはこの上期に403件というのに対して下期495件というのがどうすれば上期に発注できるというふうに指摘をしたのか、お尋ねをしたいと。

次に、情報政策課についてであるが、CNSテレビと佐渡テレビとの協定等の必要性について説明しておる。審査では、どのような点をどのように指摘をして、そして審査をしたのか、ご説明を願いたい。

次に、廃棄物対策課について、スラグが販売量を1,288トン余を売却しながら単価500円だと。こういうことでJ I Sマークの取得も含めて施策の単価向上に向けて努力されたいという、これは認識不足も甚だしい。既に大川に設置されておるメルティングセンターは、磨砕機と言ってJ I Sマークに耐えられる施設が整っておる。ところが、日本全国でこのスラグというのがいいのが出ない。そこで、メーカーがブレーキをかけておるわけでありまして、J I Sの認定を出すなということで国に圧力をかけておる。しかしながら、既に大川に設置されておるスラグの粒度調整機と言うのですが、磨砕装置というのはもうJ I Sに耐えられるようなものになって、そして製品が出ておるわけですから、これは当然のこととして現在の砂の価格でいけば立米3,000円以上になっておるわけですから、これはもう2,000円で売れるわけなので、楽々売れるので、しかも全部完売しておるわけですから、これについてはもっと厳しい指摘あってしかるべしというような私は思うのですが、この点についてはどのような指摘をしたのか、改めてお聞きをしたい。

次に、委員長報告では11ページになりますけれども、下水道について指摘がございます。委員長報告にもあるとおり18億1,801万5,000円と、これが一般会計からの繰入金であります。これは、18年度の市税総額が55億8,900万円であります。これに対してこの18億1,801万5,000円という数字は32.2%。まさに何でもないので32.2%の税金がこの下水道のつなぎ込みが足らぬというのですか、そういうことで持っていかれておると。これがいかに大きい数字であるかということをお院会計のほうから見れば歴然としておるわけでありまして。病院への繰出金は約4億9,000万円だと。これを何とかせいと、こう言っておるわけです。それに比べればいかにこの下水道の一般会計持ち出し金という18億を超える金が多いかということがわ

かる。したがって、もう少し厳しくこの点については指摘あってしかるべしと私は思うのですが、そういう観点で委員長に質問をいたします。

もっと本当にやれば1時間ぐらいおれ質問やりたいのだけれども、時間の関係もあるので、これでとどめておきますが、お答えを願いたい。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

肥田決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（肥田利夫君） 加賀議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1番目の臨時職員についてでございますが、報告書では3ページにございますので、ごらんいただきたいと思いますが、総務課、人件費の削減についてということでございます。当委員会の意見は、臨時職員賃金とあわせて人件費の削減に努められたいとしております。つまりこれはあくまでも総論的な意味で人件費の削減を訴えた意見でありまして、もし臨時職員を一律削減せよという意味にとらえられているのでありますと、それは当委員会の本意ではございませんので、お含みをいただきたいと思います。加賀議員がおっしゃいますように、臨時職員の方々は必要に応じて雇用された方々だということは、当委員会におきましても十分理解をしてきたところでございます。ただし、類似団体と比較して臨時職員も含めた佐渡市の職員数が突出しているのも事実であります。まず、正職員につきましては、執行部の説明によると平成19年4月1日現在の数字で889名であります。これは類似団体に比較して380名程度多いということになります。

次に、ご指摘の臨時職員の数につきましては、平成18年4月1日現在で408名でありまして、これは年々増加している傾向にあります。増加の理由は、執行部の説明によりまして、何と正職員の数を削減するかわりに臨時職員で対応しているためとのことではあります。このような小手先の政策でお茶を濁して何のための行政改革でしょうか。これが合併協定の精神に逆行する姿勢であると強く反発せざるを得ないところでございます。

また、臨時職員408名の内訳でございますが、312名、率で76.5%の方が支所及び施設に属しております。つまり一向に組織のスリム化が進まないことが臨時職員の多さに直結しているわけでありまして、解決策としましては行革による組織の見直しに尽きるわけでありまして、先ほど312名、率で76.5%の臨時職員の方々が支所及び施設に属していると申しましたが、保育園を含めた施設の統廃合と民営化が進捗していけばこれは自然と減少に転ずるわけでありまして、当委員会の意見としましてはそのような趣旨を述べたものであります。

次に、2番目の時間外勤務手当についてでございますが、これも報告書の同じく3ページにございます。ここでは特定の人間に業務が集中することのないように述べているわけでありまして、この特定の人間とは実は特定の部署という意図に考えていただきたい。他意はございません。ましてや個人を糾弾するような意図は決してありませんでした。それでは、特定の部署とはどこかと申しますと、平成18年度におきましては学校教育課が5,658時間と突出しており、次いで社会福祉課2,211時間、税務課1,686時間等となっております。対策としましては、執行部によると、ヒアリングを行ったこと、課内で係を越えて協力体制をとるよう奨励したこと、出勤時間を調整したことなどが挙げられておりまして、事実これらの対策が功を奏して上半期に比べて下半期の時間外勤務は減少しておるということでございました。

3番目の職員派遣についてであります。必要かどうかと問われますと、即、はい、必要と答えさせていただきます。職員派遣の必要性については、当委員会におきましてもさまざまな意見が上部機関とのパイプ役やその高い見識などから佐渡市にとって一定の成果を得ており、今後につきましては佐渡市の体制強化に資するため、組織が固まるまでの間は継続したいとの答弁がありました。当委員会といたしましてもそのことについて特段の異議を唱えるものではないわけでありまして、さて、当委員会の意見の本旨につきましては、実は審査の過程におきまして、そもそも上部機関からの職員派遣はどうあるべきか、真の目的とは何かということについて委員会で議論を深めていったわけでありまして、その結果職員の派遣とは佐渡市にとって最重要の施策や喫緊の課題を担当する部署や抜本的な改革が必要な部署へてこ入れするためのものでなければならぬだろうという見解に至ったわけでありまして、つまり上部機関からの職員派遣は佐渡市の将来に資するものでなければならず、そのためには当該職員の適正配置が大前提であるということであり、議論の中でもこのことが遵守されるのでなければ派遣を継続する意義もないとの厳しい意見もあったわけでございます。お手元の報告書において、市において重点的に強化する分野を精査し、職員の適正配置に留意されたいと述べておりますのは、そのような意図でございます。

次に、4番目の工事発注の件でございます。報告書では6ページにございますが、早期発注の根拠についてはいわゆる端境期をなくして年間を通して、でき得れば平均して工事が施工できるようにとの願いからであります。工事発注件数につきましては、報告書では上半期403件、下半期495件と述べておりますが、これをさらに四半期に押さえてみますと、4月から6月期が113件、7月から9月期が290件、10月から12月期が313件、1月から3月期が182件という内容でありまして、やはり上半期、特に4から6月期の発注件数が低いことは否めない数値となっております。これは毎年指摘されていることでありますが、改善されてはおりません。厳しい財政状況によって公共工事の全体の量が減少する中、島内業者を取り巻く状況は極めて厳しいものがあり、報告書に述べたとおり公共事業の発注が及ぼす影響は甚大であります。執行部においてはそのような状況を十分認識し、より一層工事の早期発注に工夫、努力されることを述べたものであります。

次に、5番目のCNSと佐渡テレビについてでございます。報告書では7ページにございますが、ご質問にあります両者の協定につきましては契約書に基づくものであります。その契約は2本ありまして、自主放送番組の提供に関する契約書及び施設賃貸借契約書であります。契約の内容についてはかいつまんでご説明しますと、報告書に述べたとおりCNSテレビは佐渡テレビの自主放送番組について525円で購入し、放送しておりますが、一方佐渡テレビの側はCNSテレビの自主放送番組に係る経費を負担しておりません。CNSが佐渡テレビに支払う経費は、佐渡テレビの自主放送番組に対して2,781万円、CNSの放送を佐渡テレビのエリアに流してもらう経費として747万1,590円を支払っている状況であります。このことについて委員からは異論百出ありましたが、執行部の説明ではCNSは行政のテレビであり、その番組については市民への行政情報の提供を主眼としているため、これを企業に売ること是不適正と考えているとの説明がありました。当委員会としましては、そもそも島内に2つのケーブルテレビが存在するという事実自体を抜本的に見直す必要があり、CNSテレビを佐渡テレビへの業務委託にすることも視野に入れて早急に是正しなければならないだろうという意見であります。

次に、6番目のスラグの件についてでございます。報告書の8ページにございます。本件については、

加賀先生のご指摘のとおりでございます。スラグの品質につきましては、決算年度において2,000万円のスラグの粒度調整機を購入し、稼働した結果、大きく前進することとなりました。関係機関の対応の遅れなどによりいまだJ I Sマークの取得には至っておりませんが、J I Sマークに見合う品質は十分確保されている状態であり、関係機関の早急な対応が待たれるところです。価格については、現在ではトン当たり500円で販売しているわけですが、実質上トン当たり2,000円以上の品質を確保しているとの報告を受けております。これも公共事業への利活用が待たれるところでございます。

最後に、7番目の下水道についてであります。報告書では、11ページに掲載してございます。加賀先生のおっしゃるとおり、また当委員会の報告にも述べたとおり、下水道特別会計の財政状況は劣悪であります。まず、下水道の進捗率については、佐渡市全体では48.1%で、低いところでは両津地区の31.5%、高いところでは真野地区の71.6%と、地区によってかなりばらつきのある状況となっております。

次に、下水道特別会計の財政状況でございますが、歳入決算額2億2,407万3,000円のうち、自主財源は7億3,739万9,000円と歳入全体の11.8%にすぎず、一方一般会計からの繰入金は18億181万5,000円であって、実に歳入の28.9%を占めております。また、平成18年度末の起債残高は決算年度末において250億5,551万円であり、市全体の起債残高の25.4%を占めております。ちなみに佐渡市全体の平成18年度末の起債残高は988億689万4,000円であります。当委員会の報告書をごらんください。11ページに下水道課に対する意見でございます。下水道特別会計は、市の財政にとって重い足かせとなっているとこれまでにない大変厳しい意見をつけておるところでございます。なお、委員会審査の中では一部の委員からは下水道率50%を超えるまでは、下水道工事を一時中止または縮減すべきなどより一層厳しい意見があったことも申し添えておきます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 立派な委員長報告に私の質問を加えて、さらにそのところが充実した報告になったと思うのです。そこで、実はまだやりたいのだけれども、本日は5時で何とか締めくくろうという、こういうあれがありますので、今後のことについてはまた機会を持ってこの点について深めていきたいということで私の質疑を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、これより決算審査特別委員会に付託した案件について採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定されました。

ここで10分間休憩します。

午後 4時31分 休憩

---

午後 4時39分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開いたします。

---

#### 会議時間の延長

○議長（梅澤雅廣君） 会議の途中でありますが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

---

#### 日程第2 空港対策特別委員会の最終報告の件

○議長（梅澤雅廣君） 日程第2、空港対策特別委員会に付託した件について、会議規則第102条の規定により委員長の報告を求めます。

名畑空港対策特別委員長。

〔空港対策特別委員長 名畑清一君登壇〕

○空港対策特別委員長（名畑清一君） 議長のお許しが出ましたので、空港対策特別委員長の発表をさせていただきますと思います。私が常々思っていることを1分程度時間をいただきたい。

昭和15年に太宰治が佐渡に渡ったとき、船から小佐渡を見て、北方に大佐渡山脈を波間に横たわるのを見て、大陸の影のように見えた。太宰は嫌なものを見たような気がしたと、そして見ないふりをしたと、「佐渡」という短編にそのように書いてあります。なぜそうかといいますと、15年といいますとちょうど私どもが生まれて、国内も暗雲漂っていたと、そういうところでありました。その後、最後に戦後司馬遼太郎がこの佐渡に来ております。それは、「佐渡のみち」という短編にありますが、新潟から素朴なエンジンの音が鳴り始めて、やがて眼下が海になったと。デ・ハビランド・カナダ社の飛行機だと思っておりますが、国仲が見えてきた。国のまほろばをそのような呼称で言うのは、大和の国と佐渡の国しかない、このように書いてあります。そのちっぽけな飛行機が戦時中の軍用飛行場でほぼそのまま引き継いでいるらしいという感じを受けたということで短編のくだりに書いてあります。司馬さんは、古今東西大和の国の文化というようなものがこの我々の住んでいる佐渡島に定着していると。そして、太宰治は、佐渡というのは島なんてものではないのだと、大陸のような感じで見ましたと、こういうことを言いたかったのだろうと私は思っているわけでありました。議員の全員の方々が待望していた新しい飛行場ということについて、設立以来変わることのない状況をご報告申し上げなければならない。非常に委員長として、まさに残念至極という以外にはございません。これからも議員の方々は行政と一緒に情熱を燃やし、一層のご努力を請うものであります。

それでは、委員会報告をいたしたいと思っております。本委員会に付託の調査事件は、調査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告いたします。

佐渡空港整備計画は、法線の確定から16年が経過しており、当委員会は県営空港としての県の取り組みや対応、市民へのアンケート調査、そして佐渡市の状況をしんしゃくしながら、地権者の心情を考慮して調査してまいりました。また、県営空港の観点から、佐渡空港検討委員会の答申を受けて方向を見出そうと対策を模索しておりましたが、現在執行部は未同意地権者の方々への理解、賛同を願うべく、市長を中心に鋭意努力しているところでありますが、いまだ全面解決に至っていないのが現状であります。現空港拡張整備の目的は、観光産業の振興、地場産業への直接的経済効果といった人と物の交流創出であるが、

今後予想される課題も多く、関係者が一体となって解決しなければならないと思うのであります。これら  
のことを踏まえて、次の2点を指摘して当委員会の最終報告といたしたいと思ひます。

1、県との連携を一層強めるとともに、課題の解決に向け努力すること。

2つ目は、目的の体制には期限をつけて交渉に当たっていただきたい。

以上をもちまして空港対策特別委員会の審査結果といたします。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りをいたします。

空港対策特別委員会については、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、空港対策特別委員会は本日をもって廃止することに決定いたしました。

---

### 日程第3 行財政改革特別委員会の最終報告の件

○議長（梅澤雅廣君） 日程第3、行財政改革特別委員会に付託した件について、会議規則第102条の規定  
により委員長の報告を求めます。

小田行財政改革特別委員長。

〔行財政改革特別委員長 小田純一君登壇〕

○行財政改革特別委員長（小田純一君） 委員会調査報告。

本委員会に付託の事件は、調査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告  
します。

平成18年3月28日に設置された当委員会は、本日までに計25回の委員会を開催し、この間去る平成19年  
3月27日に中間報告をした。この中間報告では、「国、県の合併支援7項目」における重要な補助金、交  
付金の変更と国の財政方針が不透明な中、平成19年度から平成25年度までの財政見通しを分析し、主要歳  
入、歳出項目についての提言をした。このたび「佐渡市財政計画」（平成19年12月）の提出を求めて分析  
を行い、さらに地方交付税の特別措置終了後の平成31年度の想定地方交付税を踏まえて将来の財政計画を  
展望し、最終報告とする。

1、主要歳入項目の分析。（1）、市税について。中間報告時点での25年度までの合計額413億7,000万円  
が399億8,900万円に修正され、13億8,100万円の減少となっている。これ以下、資料ナンバー1、ナンバ  
ー2よりとりました表については朗読を省略します。

（2）、地方交付税について。中間報告時点での25年度までの合計額1,330億円が1,318億2,500万円に修  
正され、11億7,500万円の減少となっているが、地方交付税の合併補正額年間2億7,600万円、5年間で13億  
8,000万円（佐渡市財政計画抜粋1ページ参照）が減少することから、この差には疑問が残る。

（3）、その他の収入について。所得譲与税が平成18年度で廃止されたが、16年度、17年度、18年度の  
合計額は8億5,105万9,000円で、年平均額は約2億8,300万円（佐渡市財政計画抜粋2ページ参照）であ  
り、大きな減少となっている。これは税源移譲によるものであるが、佐渡市財政計画抜粋3ページのその  
他の収入のうち使用料、手数料と諸収入を除くものだけに影響は大きい。

以上、歳入の特徴について指摘したが、歳入主要5項目（市税、地方交付税、国県支出金、市債、その

他の収入)の19年度と25年度を比較すると、19年度が452億8,000万円に対して25年度が372億で80億8,000万円の減少である。(資料ナンバー1より)

2、主要歳出項目の分析(資料ナンバー1より)。(1)、人件費について。平成19年度92億6,300万円に対して25年度は79億1,000万円、13億5,300万円の減少である。

(2)、扶助費について。平成19年度24億3,500万円に対して25年度は23億6,000万円で7,500万円の減少である。

(3)、公債費について。平成19年度78億7,600万円に対して25年度は75億4,400万円で、3億3,200万円の減少である。

(4)、建設事業費について。平成19年度99億7,900万円に対して25年度は70億2,000万円で29億5,900万円の減少である。

(5)、その他の経費について。平成19年度157億2,700万円に対して25年度は123億6,600万円で33億6,100万円の減少である。(佐渡市財政計画抜粋4ページの性質別経費の推移より)

以上、歳入歳出の主要項目について分析したが、建設事業費の単年度比較の29億5,900万円の減少は深刻で、佐渡の建設事業の構造的変革を迫られていることを暗示している。

3、平成31年度の財政構造。平成31年度以降は、本来の類似団体の財政構造になる。そのときの歳入総額は302億円と想定している。平成19年度の歳入総額は452億8,000万円であるから、差は150億8,000万円の減少である。25年度の372億円との比較では70億円の減少である。また、平成31年度の普通交付税は122億3,000万円と想定しており、19年度は181億円であるから、差は58億7,000万円の減少である。25年度の163億円との比較では40億7,000万円の減少である。一方、平成31年度の市債借入額は37億5,000万円と想定しており、19年度は62億円であるから24億5,000万円の減少である。25年度の46億500万円との比較では8億5,500万円の減少である。

以上、平成31年度の財政構造を展望すると極めて悲観的な状況になるが、地方交付税、税源移譲の分析を通して地方分権時代の財政について地方の主張を国に強く要求しなければならない。一方、佐渡市は合併優遇措置が完了する平成31年度に向けて、緻密で大胆、創造的な行政構造の確立が求められる。そのためになすべきことは、平成20年度から24年度に向けて職員の徹底した研さんと、議会もまた時代にふさわしい創造的改革が求められると思料する。

以上の財政改革に関する調査分析を通して、公共施設、補助金、負担金、機構改革の3つの視点から以下の提言をする。

1、公共施設について。合併により目的、内容が類似する施設については、経済情勢、交通環境、市民ニーズの変化、施設の老朽化による利用率の低下、時代に適合した新たな行政サービスの提供、財政の健全化等の理由により、今後その存続の適否と運用の見直しが必要である。既存の施設には、各地域の市民ニーズと歴史的経過があり、施設の処分や転用に伴う補助金返還、起債繰上償還、処分費等の財政的負担が生じ、施設に勤務する職員の処遇等も問題となる。しかし、佐渡市の財政見通しは前述したとおりであり、大胆かつ強力な行財政改革が避けられないところまで追い込まれている現状にある。公共施設の改廃と見直しは、財政改革を進めていく上で必要不可欠である。

(1)、地域利用が主たる施設について。公園、児童遊園、バス待合所、公衆トイレ及び地区集会施設

等の地域利用が主たる施設については、地域の理解を得た上で移譲すべきである。その際管理条件等を明示し、地域理解を求めやすい方向を模索すべきである。

(2)、類似施設について。①、入浴施設及び宿泊施設については、各ブロック（相川地区、国仲地区、南部地区）に1施設を目途に、財政に見合う施設数に精査すべきである。また、指定管理、民間移譲にする場合には、周辺施設を含む総合的移譲を検討すること。

②、海水浴場施設及びキャンプ場は、利用状況や観光面から精査して佐渡を代表できる施設のみを直営とすること。

③、体育館、多目的広場、テニスコート、プール等の体育施設は、主要スポーツ施設のみを直営とするよう精査すべきである。精査の結果、地域や特定の団体の利用が主となる施設は早急に地域移譲や民間移譲とし、利用がない施設については廃止とすること。

④、ゲートボール場は所管課を統一させて直営とする場合は旧市町村単位で1施設程度とし、その他の施設は地域に移譲すべきである。

⑤、展示・学習館や博物館は、類似施設が島内に点在している。展示館と保存館を明確に分け、利用者が観覧しやすいよう系統的に整備し、展示館は観光施設として利用が可能となるよう整備すること。

(3)、統合すべき施設について。①、現在進められている保育園、小中学校統合計画は建物を新設するのではなく、積極的に既存の校舎や公共施設の利用を検討すべきである。また、廃校となる施設については他用途での有効利用が可能であるか慎重に検討し、地域住民と十分協議すること。地域が必要ないと認めるときには、計画的に処分すること。

②、健康センター及び母子保健センターは運営を見直し、ブロック別方式を検討すべきである。不要となった施設は、介護施設等への用途変更を検討すること。

(4)、借地に建つ公共施設について。借地については、経常経費の減少が見込めないことから、用地取得、地域移譲を含め統廃合の検討を喫緊の課題とし、返還可能な土地から早急に返還すべきである。

2、補助金、負担金について。平成18年度決算における補助金、負担金の額は35億9,809万3,000円と高額な支出となっており、今後の財政見通しを考慮すれば大幅な削減をすべきである。既に執行部は削減に向けた見直しを行っているようだが、なお一層の努力が必要である。予算編成では、ややもすると一律何%削減という手法になりがちであるが、今後は事業そのものを見直し、補助の妥当性、有効性を検証し、必要な事業と削減すべき事業を明確にしなければならない。

(1)、集落に対する交付金について。中山間地において過疎化・高齢化が急速に進み、近年集落形態に大きな変化が見られる。集落人口の50%以上は65歳以上の高齢者で占められる限界集落が多々見受けられるようになり、集落自治、生活道路の管理など共同体としての機能が急速に衰え、集落消滅に向かいつつある。現在集落に対してさまざまな補助金、負担金が支出されているが、これを交付金という形で一括交付し、集落自治会の裁量にゆだねる方法を検討すべきである。

(2)、生活交通確保対策運行費等補助について。新潟交通佐渡の赤字路線に対する補助については、市が運行している福祉バス等と重複する路線が複数見受けられる。新潟交通バスへの代替の可能性について、運行時刻、ルート、利用実態等を調査し、市民の利便性、補助目的の有効性の観点から交通施策を早急に検討すべきである。

(3)、人材育成事業補助、地域活性化事業補助について。この事業目的は、これからの佐渡市においてあらゆる分野で活躍する人材を育成し、さらに地域特性の創生、他の地域との交流などから地域の活性化を図ることであるが、採択された事業の中には目的になじまないものが見受けられる。特に地域活性化事業では、過去において他の補助を受け、既に定着したと思われるものが散見される。今後は各部課間で連絡調整し、予算の有効活用に努力すること。

(4)、イベント補助について。合併後既に4年が経過しようとしているが、いまだ旧市町村単位で行われている各種イベントに対する補助が継続されている。佐渡市としての主要なイベントを早急に整理し、地域と十分に協議した上でサンセット方式による段階的な補助金の見直しに努めること。

(5)、伝統的建造物群保存修理補助について。佐渡市の重要な事業であるので、市単独費の追加、短期間での整備を検討すべきである。

3、機構改革について。類似団体に比べ職員数が多いことは以前から指摘されているところであるが、あるべき行政サービスに必要とする職員定数を明確にし、それによる余剰人員は期間を限定し、特命の任や新たな行政サービスに当たらせるなどの改革が必要と考える。現在の副市長2人制、部長制は組織の意思決定に悪影響を生む等市民サービス低下の要因の一つと考えるので、改善に向けた早急な検討を強く求める。早急に本庁、支所の業務見直しを行い、支所、出張所の統廃合を進めること。これに伴う支所等の遊休スペースを有効利用し、遠隔する分庁方式解消を図り、迅速な事務執行を努めること。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りいたします。

行財政改革特別委員会については、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、行財政改革特別委員会は本日をもって廃止することに決定いたしました。

---

#### 日程第4 発議案第3号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第4、発議案第3号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩崎隆寿君。

〔21番 岩崎隆寿君登壇〕

○21番（岩崎隆寿君）

発議案第3号

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年12月26日

提出者 佐渡市議会議員 岩 崎 隆 寿

賛成者	”	田 中 文 夫
”	”	廣 瀬 擁
”	”	志 和 正 敏
”	”	佐 藤 孝
”	”	金 光 英 晴
”	”	熊 谷 実
”	”	渡 部 幹 雄

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則

佐渡市議会会議規則（平成16年佐渡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

会議は、午前10時に始める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第4号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第5、発議案第4号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

竹内道廣君。

〔50番 竹内道廣君登壇〕

○50番（竹内道廣君）

発議案第4号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年12月26日

提出者	佐渡市議会議員	竹 内 道 廣
賛成者	”	浜 口 鶴 蔵
”	”	渡 邊 庚 二
”	”	猪 股 文 彦
”	”	小 杉 邦 男
”	”	祝 優 雄

## 道路特定財源の見直しに関する意見書

道路は、住民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、少子・高齢化が進展する中（過疎化が進展する中）、地域の自立・競争力の強化を図るためには、地方が必要とする道路の整備を計画的かつ迅速に進める必要がある。

現在、国においては、行財政改革の一環として道路財源の余剰分を一般財源化することとして議論しているが、受益者負担を原則とする道路特定財源制度の基本理念に基づき、真に必要な道路の整備に用途を限定し整備を推進すべきである。

本市では、点在する集落を連絡する主要地方道が未改良であり、道路防災上危険箇所が多く、災害時に対応する迂回路の確保も困難な状況にある。島内の交通体系は自動車への依存度が高く、とりわけ中央に位置する総合病院までの幹線道路の早期整備は、救急医療の面からも地域住民の切なる願いである。また、市の中心部を繋ぐ国道350号の慢性的な交通渋滞などの課題を抱えており、「安全で安心な地域を支える道路」にはほど遠い状況である。

よって、国会、政府においては、下記の事項について特段の配慮がなされるよう強く要請する。

### 記

- 1 道路特定財源の地方への配分割合を高めること等により、地方における道路整備財源の充実に努めること。
- 2 道路特定財源の暫定税率を延長し、道路整備に必要な財源を確保すること。
- 3 受益者負担の趣旨にそぐわない一般財源化や転用をすることなく、すべて道路整備を強力に推進するために充てること。
- 4 国道指定を受けている離島航路には、国道整備予算として道路財源を投入すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 発議案第5号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第6、発議案第5号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

根岸勇雄君。

〔43番 根岸勇雄君登壇〕

○43番（根岸勇雄君）

発議案第5号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出

する。

平成19年12月26日

提出者	佐渡市議会議員	根岸勇雄
賛成者	〃	中川隆一
〃	〃	島倉武昭
〃	〃	木村悟
〃	〃	末武栄子
〃	〃	小杉邦男
〃	〃	岩崎隆寿
〃	〃	田中文夫
〃	〃	金子健治
〃	〃	村川四郎
〃	〃	名畑清一
〃	〃	兵庫稔
〃	〃	加賀博昭
〃	〃	金子克己

#### 保険でよい歯科医療を求める意見書

歯や口腔の機能が良好である場合には、全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証され、その結果として医療費を抑制する効果があることが「8020運動の実績」で実証されている。

しかしながら、患者の窓口一部負担が重くなっていることから、歯科診療が受けにくくなっており、国民は患者負担を減らしてほしいと切望している。また、改革の名のもとに医療内容を左右する診療報酬制度の改定が行われ、その上過去3回続けて点数評価も引き下げられ、より良く噛める入れ歯を製作することや、歯周病の治療・管理を保険診療で十分に行うことが困難になっている。

よって、国及び政府においては、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増加させることなく、保険でよい歯科医療を確保するため、次の事項の実現がなされるよう強く要望する。

#### 記

- 1 患者窓口負担を軽減すること。
- 2 良く噛める入れ歯が保険給付として製作、装着、管理できるように診療報酬を改善すること。
- 3 歯周病の治療・管理が保険給付として適切にできるように診療報酬を改善すること。
- 4 安全で普及している歯科技術を保険給付の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第154号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第7、議案第154号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、人権擁護委員候補者の推薦について、議案第154号でございます。

本案は、佐渡市の人権擁護委員舟崎清一郎さんの任期が平成20年3月31日をもって満了するので、再任をお願いしたところ、就任していただける意向でございます。引き続き人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、委員の任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間です。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第154号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（梅澤雅廣君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

---

#### 日程第9 発言の取り消し

○議長（梅澤雅廣君） 日程第9、発言の取り消し。

去る12月17日の中村良夫君の一般質問の発言中、通告にない内容で一般質問になじまない発言がありましたので、地方自治法第129条の規定に基づき、当該部分の発言の取り消しを命じます。

取り消す意思がないようでありますので、よって地方自治法第129条及び佐渡市議会会議規則第79条の規定に基づき、議長の職権でその部分の発言の取り消しを命じ、会議録には掲載しないことに処置いたします。また、この発言取り消しに伴い、加賀博昭君が行った議事進行発言も同時に取り消すことといたし

ます。

---

○議長（梅澤雅廣君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、平成19年12月市議会定例会閉会に際しまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会での各種の重要案件につきましては、慎重なご審議を経てご決議を、9月議会から継続審査とされてきました平成18年度決算についても認定いただき、まことにありがとうございました。私が就任以来進めてきました主要施策の一つである美しくトキとすめる島、にぎわいの島づくりににつきましては、一応の成果が得られたものと考えております。一方、原油価格の急激な高騰による市民生活への影響であります。灯油代の補助、物品調達、建設工事の早期発注、金融支援など直ちに取り組みをいたすべく指示したところでございます。いずれにせよ、今日までの成果、結果を十分に検証するとともに、これからも佐渡市づくりを市民の皆様とともに築き上げていきたいと考えておりますので、議員の皆様方のご理解、ご協力を賜りたく存じます。

ことしも残すところ5日間でございます。冬らしい寒さの便りも、各地から聞かれております。くれぐれも皆さんにはご自愛いただき、厳しい環境変化の中でもご多幸な平成20年の新春をお迎えくださいますようご祈念申し上げて閉会のごあいさつといたします。1年間大変ありがとうございました。（拍手）

---

○議長（梅澤雅廣君） 以上で会議を閉じます。

平成19年第5回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 5時14分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年12月26日

議 長 梅 澤 雅 廣

副 議 長 金 子 克 己

署 名 議 員 大 桃 一 浩

署 名 議 員      佐      藤                      孝